

令和8年6月11日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和 8 年 6 月 11 日（木）		
場 所	教育委員会室		
開 会	午後 3 時 00 分		
閉 会	午後 3 時 26 分		
出席委員			
教 育 長	加 藤	裕 之	
委 員	岸 田	玲 子	
委 員	岡 田	卓 巳	
委 員	小 山	勉	
委 員	木 ノ 内	建 造	
説明のために出席した職員			
教育委員会事務局次長	岩 瀬	均	
学 校 改 築 担 当 部 長	武 井	勝 人	
庶 務 課 長	塩 澤	満	
学 務 課 長	北 野	亘	
指 導 室 長	勝 田	光 徳	
すみだ教育研究所長	土 井	翔 太	
地 域 教 育 支 援 課 長	戸 村 健	太 郎	
ひきふね図書館長	石 井	邦 恵	
教育センター所長	指導室長 勝田 光徳	兼務	

2 議題について

（1）議決事項

議案第30号 墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について

議案第31号 墨田区立学校の保有する個人情報等の管理に関する規程の一部改正について

（2）報告事項

第1 墨田区議会正副議長の就任について

第2 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について

第3 墨田区監査委員の就任について

第4 令和7年度定期監査（第2回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について

3 会議の概要について

○教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は岡田委員にお願いします。

議決事項第1・・・資料番号【30-1～30-2】

議案第30号「墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

○岸田委員 地方自治法243条の2の8と2の9は、どのような内容でしょうか。

○庶務課長 公務員の賠償に関するもので、市町村長の地方公務員の自治体賠償規程になります。職員が自治体に損害を与えたときに賠償する規定で、243条の8が9に改められるものです。地方公務員が損害を生じさせた場合、まず自治体が賠償しますが、重過失があった場合は求償されるという規定です。

○岸田委員 新しく、地方自治法243条の2の8ができたのでしょうか。

○庶務課長 条文の構成として大きく番号がずれることを防ぐため、新しい規定が入る場合は「○○の1」「○○の2」という形で枝番を付けていきます。今回は公金の収納事務のデジタル化に関する規定が新たに入ることになったため、条文が一つずれることになります。大きくずらさないために枝番で条文番号を調整していくという改正です。

○岸田委員 分かりました。

○教育長 それでは、議案第30号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第2・・・資料番号【31-1～31-2】

議案第31号「墨田区立学校の保有する個人情報等の管理に関する規程の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

○小山委員 法律の内容が変わったのでしょうか。何か追加されたのですか。

○庶務課長 増大するサイバー攻撃の脅威から国や重要なインフラを守るために作られている法律ですが、この中でサイバーセキュリティ協議会が令和7年5月23日の法律の公布により廃止されたため、その規定が削除されました。その部分がなくなったので条項がずれたもの

です。従前の協議会を廃止して官民連携を強化するための協議会が設置される予定で、それは別途定められると聞いています。

○小山委員 同じようなものが新たにできるということですね。

○庶務課長 そうです。おそらく中身が多少は変わるものと思われますが、サイバー攻撃を防止するための新たな協議会が作られると聞いています。

○小山委員 分かりました。

○教育長 それでは、議案第31号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1】

「墨田区議会正副議長の就任について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1～2-2】

「墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

○小山委員 学校プールの在り方調査特別委員会というのは、学校プールの指導内容なのか、そういうことについて検討するのか、施設や環境について検討するのか、どういう検討委員会なのでしょう。

○次長 環境が一番大きいです。昨今の猛暑の中で、授業については指導要領上の指導は予定通りできていますが、夏季水泳については7月20日以降、ほとんど熱中症の危険値が高く、実施できないという状況が続いています。議員が問題意識を持っているのは、このような状況のままでいいのかということで、今後1年間泳げるようなプールを作った方がいいのではないか、シェアリング方式はどうかなど、様々な検討をしています。新聞でも学校プールについて、特に他県では座学に変更したり、プール自体をなくしているところもありますが、墨田区に関しては今後どのようにすべきか、ということを議員が調査しています。今回は本会議の後、第1回目の委員会が開催されますが、多数の資料要求が出ています。実施状況からプールの形態から23区のプールの在り方まで、現状を区議会が勉強したいという内容の委員会です。

報告事項第3・・・資料番号【資料3-1】

「墨田区監査委員の就任について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

報告事項第4・・・資料番号【資料4-1～4-7】

「令和7年度定期監査（第2回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

○教育長 以上で、本日の議事はすべて終了しましたが、そのほかに、委員の皆さん又は事務局から何かございますか。ほかになければ、これで教育委員会を閉会します。